

大口町下水道使用料過誤納金に係る返還金支払要綱

(目的)

第1条 この要綱は、下水道使用料の過誤納金のうち、地方自治法（昭和22年法律第67号）第236条の規定による消滅時効により還付することができない過誤納金相当額等（以下「返還金」という。）を支払うことにより、納付した者の救済を図ることを目的とする。

(返還金の対象者)

第2条 返還金支払いの対象者は、賦課誤り等町の責めに帰する理由により生じた過誤納金相当額を含んだ下水道使用料（以下「支払済額」という。）を納付した者（以下「対象者」という。）とする。

2 前項の場合において、相続があった場合は、当該相続人に対し、返還金を支払う。

(返還金の額等)

第3条 返還金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 返還金の支払いは、賦課誤り等の返還すべき事実が判明した日の属する年度から起算して10年前までの間とする。ただし、対象者が提示する領収書等によって支払済額及び納付年月日を確認することができる場合は、20年の範囲内において算定の対象とすることができる。

(2) 前号の額に対する利息相当額は、地方税法（昭和25年法律第226号）第17条の4に規定する還付加算金利率によって算出する。

2 前項第2号の利息相当額を計算するときの起算日は、支払済額の納付日とし、終期は、支払日とする。ただし、町の責めに帰さない理由により支出が遅延したときは、その期間を利息相当額の計算期間に含めない。

3 返還金の端数処理については、当該賦課時の地方税法の定めにより行う。

(支払の決定)

第4条 町長は、賦課誤り等の申出又は職権により調査した場合において返還金を支払うことが適当と認めるときは、速やかにその旨を対象者に通知する。

(請求)

第5条 対象者は、前条の規定による通知を受けた日の翌日から起算して30日を経過する日までに町長に対して請求を行う。

(支払)

第6条 町長は、前条の規定による請求があったときは、その内容を審査し、返還金の額を確定の上、請求者に対し返還金を支払う。

2 対象者が、正当な理由なく、前条の期間内に請求を行わない場合は、支払いをしない。

(その他必要事項)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は町長が定める。

附 則 (令和4年9月30日 大口町告示第91号)

この要綱は、告示の日から施行する。